

# 神栖市復興推進計画

令和2年1月15日  
茨城県神栖市

## 1. 計画の区域 神栖市全域

## 2. 計画の目標

東日本大震災により、本県では地震、津波により広範囲にわたって被災し、特に沿岸部においては、津波により生産活動の基盤に甚大な被害を受け、雇用に深刻な影響を及ぼした。

本市においても震度5強及び震度6弱の地震により、市内の多くの道路、浄水場、水道及び下水道などが著しく破損し、断水などによりライフライン機能が長期間（地域によっては約3ヶ月間）にわたり停止した。また、5,000戸を超える家屋が、全壊や一部損壊などの被害を受けるとともに、市内各地での液状化現象により、避難者数は最多で8,615人に及んだ。

このような中で、本市経済の迅速な復興を図るため、本市の中核的産業を担う立地企業の設備投資を支援することで、立地企業の競争力強化を促進し、市民生活の安定と地域経済の活性化を図るとともに新たな雇用機会の創出を図ることを目標とする。

## 3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本市の中核的産業である木材・木製品製造業において、立地企業の競争力強化に資する荷捌き工場の新設を支援する。

## 4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容

### 「復興特区支援貸付事業」

#### ①事業の内容

本市に立地する中国木材株式会社（以下「対象事業者」という。）が、鹿島臨海工業地帯において荷捌き工場を新設するために必要な資金を貸し付ける事業

#### ②貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市における木材・木製品製造業は、製造業において従業員数が第 5 位となる中核的な産業である。また、本事業は、本市の木材・木製品製造業における従業員数の 77.4% を占める対象事業者が実施するものであり、雇用創出についても新規雇用者 10 名の雇用創出効果が見込まれる。

従って、本事業は、本計画の目標である「地域経済の活性化と雇用機会の創出を図る」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③施行規則第 2 条に規定する該当事業

施行規則第 2 条第 6 号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関

株式会社常陽銀行

⑤特別の措置

本事業を実施する者に対して必要な資金（3 億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第 4 4 条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

対象事業は、対象事業者の関東地区における配送拠点の集約化を図るため、鹿島工場に荷捌き工場を新設するものである。

これにより、雇用機会の創出だけでなく、本市産業の中核となる県下最大の産業集積を誇る鹿島臨海工業地帯の競争力強化に結びつくものであり、地域経済の活性化に大きく貢献することが期待される。

6. その他

本計画の策定に際し、法第 4 条第 3 項に基づき、茨城県の意見を聴取した。

また、茨城県、本市、対象事業者を構成員とする神栖市復興推進協議会（地域協議会）において、法第 4 条第 6 項の規定に基づく協議を行った。